

## 修 正 案

議案第91号「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案」の一部を次のように修正する。

第11条第1項の改正規定を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例第4条第2号アの規定の適用については、その対象となる児童の学年を段階的に拡大することができるものとし、この場合において必要な経過措置は、規則で定める。